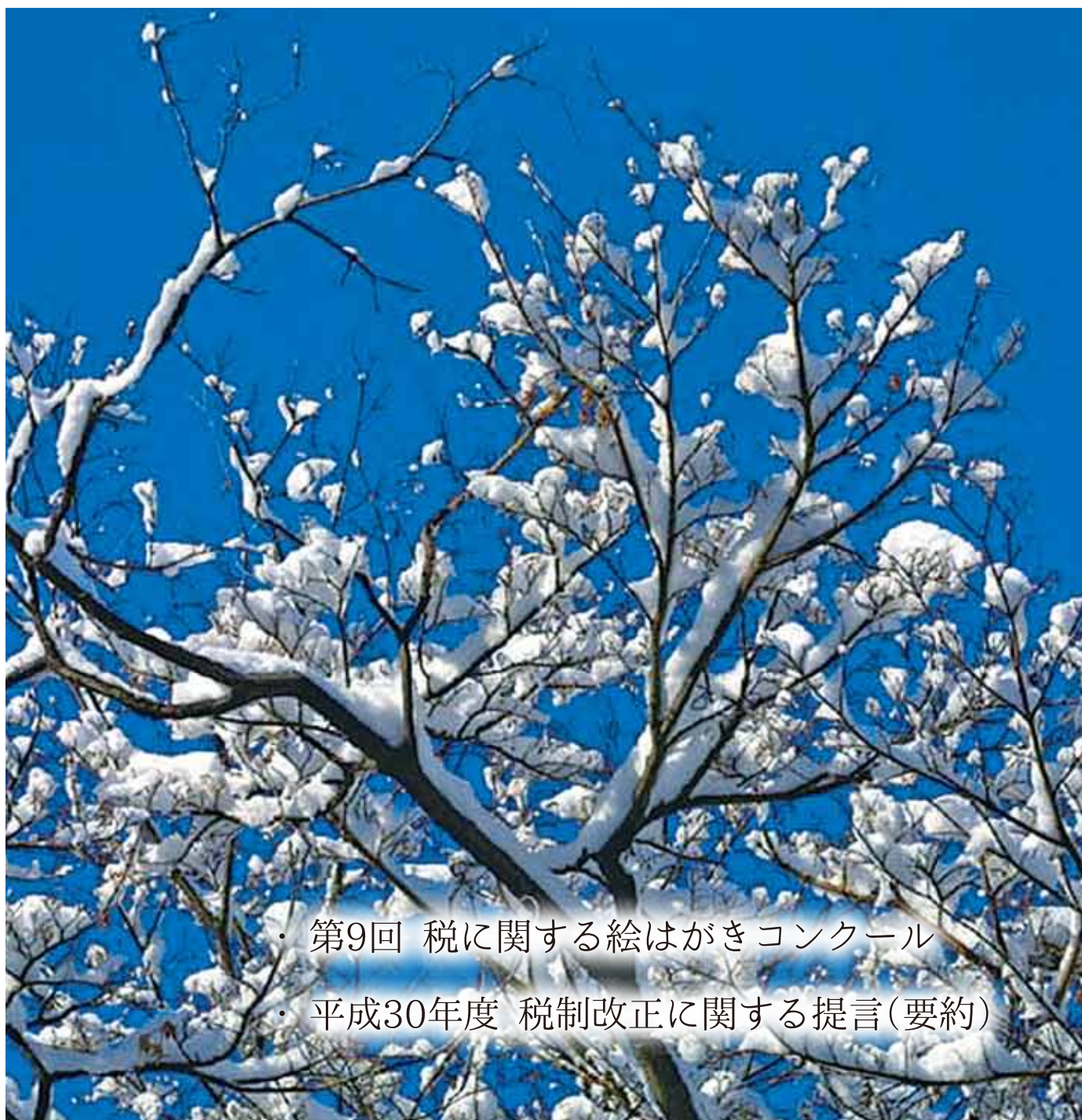


みなみ



公益社団法人
広島南法人会
www.hojin.jp

130 2018.1.15



- ・ 第9回 税に関する絵はがきコンクール
- ・ 平成30年度 税制改正に関する提言(要約)

みなみかせ

私達は思い込みの世界で生きている！

(俳)ウシオ 牛尾克美

先日、「三度目の殺人」という映画を妻と一緒に観に行きました。映画には定期的に行っているのですが、今回の作品で強烈に感じたことがありました。それは、私達の観ている世界はそれぞれが違ふし、一人一人が思い込みの世界で生きていて、その思い込みを基にして判断しているのだと、という事でした。この映画では福山雅治演じる弁護士が、役所広司演じる犯罪者(ころころと供述を変える人物)の弁護をするために色々と調べてゆく過程で、弁護士の感じた犯人像がどんどん変化して行き、それが原因で弁護士の中に様々な葛藤が生まれてゆく、という展開でした。最終的には死刑判決が下るのですが、最後に二人が面会した時に福山が言った言葉「あなたは器なのですね。」がとても印象的でした。「器」は単なる入れ物で何を入れるのかはその持ち主が決めれば良いし、何が入っているのかは持ち主にしか判らない。器の持ち主が中身を明かさなければ、側で見ている人は器の中身を勝手に想像するだけです。結局は見ている人が勝手に、ああだ、こうだと詮索しながら勝手に想像するか、或いは妄想しているだけです。映画の中の福山演じる弁護士が、犯人の実像に迫ろうとしてあれこれと詮索すればする程弁護方針が変化してゆき、結局は、何が真実なのか判らなくなってしまう。その結果、福山が最後に言ったセリフが出てきます。シチュエーションは違いますが、この映画と同じ事を日常的に私達もしています。極端な表現をすれば、全ては自分の思い込みで作った世界を通して判断し、自分流の様々な価値基準を作り続けている。その思い込みの世界でコミュニケーションするから、相手が理解してくれないとか、思いが伝わらないとか言って悩んでしまっています。人間関係の悩みは、思い込みで作ってしまっているかも知れませんね。



「2018年。青空へむかい思うこと」

雪が降った朝、はんべえ庭園にて撮影した風景です。
透き通った空気の中で、雪をかぶり、青空へむかい枝をのぼす木々に自然の力強さを感じます。
2018年。
この写真のように上へ上へと上昇(常勝)する年となるように地域の皆様のご多幸と会員企業の繁栄を願う新年です。

広島南法人会のホームページへアクセス！

広島南法人会

検索

新年のごあいさつ

2018 HAPPY NEW YEAR



広島南法人会
大中 恒男 会長



広島南税務署
福留 大明 署長

企業の繁栄と社会への貢献を目指して。

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。昨年中尾建三会長よりバトンを受け、引き続き法人会活動が大過なく運営されましたこと、偏に会員の皆様方のご協力のお陰であり、厚く感謝申し上げますと共に本年も変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて私共法人会は「企業の繁栄と社会への貢献」を目指して様々な公益活動や共益活動に取り組んでおります。公益活動におきましては、先ず税制に関する提言・要望活動があげられますが、何と言っても青年部会の「租税教育活動」と、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」活動が挙げられます。

租税教育活動ではアクティブラーニング手法を小学校高学年向けに取り入れ「税と暮らしの結びつき」を分かりやすく習得できると、小学校教育現場からも高い評価を受け只今も展開中であり、有難いことには2月に広島国税局長の現場視察も予定されています。

絵はがきコンクールでは小学校高学年に「税と暮らしの結びつき」を絵はがきに描いて頂くもので、昨年「税は正しく使いましょ！」という標語と共に、泣きながら言い訳をする地方議員を描いて鋭く風刺した“だらしない大人の姿”に警鐘を鳴らした小学生が現れるなど、今年も絵はがきコンクールの成果が期待されます。更には広島湾の玄関である宇品港公園での清掃奉仕活動や、京橋川河岸での河童祭りチャリティーバザー開催など、女性部会により活発に社会貢献を進めています。

会員企業の繁栄・存続と成長を保证するものは何か…それは確かなる戦略と戦術である事に間違いありませんが、それを夫々が考え抜いて編み出し、整理整頓して“当たり前のように・ビックリするほど・チャンと実践する”ことにあります…例えば話題の自主点検チェックシートを取り入れ、日々の商いに反映して生かすことが存続と成長を促すと、開発された方々は明確に述べておられます。

本年も南法人会の皆様と共に60年ぶりの戊戌年を会員増強の年として努めて参りますので何卒宜しく御指導御鞭撻給りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とします。

国民の信頼に応える税務行政の推進。

平成30年の年頭に当たり、公益社団法人広島南法人会の皆様と謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、租税教室への講師派遣や絵はがきコンクールなどの租税教育活動に積極的に取り組まれるほか、軽減税率制度説明会等の各種説明会の開催、チャリティーバザーや清掃活動など地域に密着した公益活動にも積極的に取り組まれ、精力的に事業を展開されておられます。

このような各活動は、私ども税務行政に携わる者にとりまして、誠に心強いものであり、大中会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方のご尽力、ご熱意に対して心から感謝を申し上げます。次第です。

さて、昨年の経済情勢を振り返りますと、設備投資の増加、住宅投資及び個人消費の持ち直しにより、景気は着実に回復を続けております。

また、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展などにより、調査・徴収事務が複雑・困難化する中、マイナンバー制度の適切な運用、軽減税率制度の実施に向けた施策と取組など、税務行政に対する関心は日々高まっております。

こうした状況の中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、柔軟な発想で積極的に業務手法の高度化・効率化に取り組むとともに納税者の方々の理解と信頼を得て税務行政を進めていくことが重要であると考え、最前の努力を重ねていく所存です。

皆様方におかれましては、今後とも、税務行政の円滑な運営に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が貴会の益々のご発展と会員企業のご繁栄の年となりますこと、また会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

第34回 法人会全国大会・福井大会

第34回「法人会全国大会・福井大会」が10月5日(木)、福井産業会館で開催され、当法人会から大中会長、塩本副会長とともに参加いたしました。

第一部 記念講演では、講師の毎日新聞専門編集委員 与良 正男氏による演題「今後の政治と経済の行方」が講演され、まさに衆議院解散選挙の告示日前での新党結成や各党の要旨・公約など税にかかわる消費税増税について興味深い講演会でした。

また、第二部の式典では税制改正提言の報告、青年部による租税教育活動の報告大会宣言などはじめて全国大会に参加させていただき有意義な大会でした。

副会長 結城 範宗

- 実施日／平成29年10月5日
- 出席者／3名
- 場 所／福井産業会館



第31回 法人会全国青年の集い高知大会

先般11月9日・10日高知大会に高山部会長をはじめ広島南法人会青年部会14名で参加致しました。全国から2,500名の方々が参加され記念講演では講師の間寛平氏の講演がとても楽しくアツという間に時間が過ぎ講演を途中で中断せざる得ない光景も見られました。講師に中村一郎会長もタジタジだった場面あり素晴らし講演でした。

大会式典では我ら巢守直前部会長が租税教室のグランプリ発表の司会を堂々と務められ福岡の直方法人会がグランプリを受賞されました。各法人会の皆様の租税教室を拝見しよく考えられていると感じました。

三翠園で開催された大懇親会では、高知の海の幸、山の幸を堪能しながら、活発な交流が行われました。鯉のたたきは、なんと2,000食分用意されていました。

全国の法人会青年部会が会いつどい交流することができ素晴らしい大会でした。広島メンバーとも交流でき有意義な時間となりました。来年の岐阜大会にも参加したいと思います。

青年部会 理事 小林 伸行

- 実施日／平成29年11月9日・10日
- 出席者／14名
- 場 所／ザクラウンパレス新阪急高知
高知県民文化ホール



【研修会】「民事信託」を活用した事業承継について

円卓にて前半は広島銀行アセットマネジメント部の方より内容の案内と説明を頂き、後半は各テーブルにてグループ討議という形のセミナーでした。

普段の座して聞くだけのセミナーと違い会員の皆様と共通の問題点や疑問を話し合うことができ、有意義な時間を過ごせました。

研修委員 松本 亮

- 実施日／平成29年9月12日
- 出席者／43名
- 場 所／ホテルセンチュリー21広島
- 講 師／広島銀行アセットマネジメント部
プライベートバンキング推進室



消費税軽減税率制度説明会

平成31年10月1日から実施される消費税軽減税率制度について広島南税務署管内の広島市、江田島市の2カ所で研修会を開催しました。

研修会では、制度実施後の日々の業務や経理で行うべき内容や「軽減税率対策補助金」について各担当より説明がありました。

消費税軽減税率制度実施後は、複数税率対応レジ(10%・8%)が必要であることからレジの導入・改修が必要である場合は、申請により補助金が受けられ、早急な対応が必要であると出席者の皆さんも各自の事業にあてはめながら、真剣に説明を聴講されていました。

説明会終了後は、個別質問もあり、「まだまだ先の話と考えていたが早速帰って確認をしてみないといけない」という声を多数いただきました。

法人会は、今必要な情報をリアルタイムに提供できるような研修会を今後も開催していきますので、ぜひご参加ください。

- 実施日／平成29年10月19日
- 場 所／広島市南区民文化センター
- 講 師／広島南税務署審理担当官
中国経済産業局産業課中小企業課担当官
- 出席者／52名

- 実施日／平成29年10月23日
- 場 所／江田島市農村環境改善センター
- 講 師／広島南税務署審理担当官
江田島市商工会経営支援課担当官
- 出席者／27名



広島市南区民文化センター



江田島市農村環境改善センター

文化財を訪ねる

広島市南区



広島の学問の礎を築いた 人々が静かに眠る墓所



らいけのほか 頼家之墓 (広島県史跡)

多聞院境内

〒732-0817

広島市南区比治山町7-10

TEL / 082-261-1764



一際大きいのが頼春水の墓碑。その後ろの円錐状の石が土饅頭。墓碑の前後面の上部はややふっくらとした局面を描き、下部は直面になっている独特の形。境内内のいくつかの古い墓碑が同様の形をしており、現代の石工でも難しい加工なのだろうか。



近年よく取り上げられ、見学に訪れる人が多いのが、被爆建物である鐘楼。爆心地から一番近い木造建築で、屋根の裏の破損した木材、横柱の亀裂などが爆風の衝撃をそのまま語り継ぐ。

今回話を聞かせてくれた副住職の亀尾泰弘(たいこう)さん。毎日期の8時15分と夕方の6時に鐘をつくのは、主に泰弘さんの役割。

真言宗の古刹「多聞院」。毛利氏の帰依を受け吉田、三瀧山麓へと移された後、福島正則によって現在の比治山の西麓へ。確かな史料は不明とのことだが、多聞院の上の地に「安養院」という寺があり、明治の終わりにそこに移された頼一族の墓を、今は多聞院が管理している。

頼家と言えすぐに思い起こすのが、『日本外史』を記した頼山陽。その父、春水は竹原出身の優れた儒学者で、広島藩に仕えて藩の教育に尽力した人物である。多聞院の境内奥の一画にある頼家の墓所には、その春水のものをはじめ、大小30以上もの墓が並ぶ。今でも頼家の方々がお参りに来られるそうだ。

春水ほか、いくつかの墓碑の後ろにこんもりと円錐状の石が置かれているのが土饅頭(どまんじゅう)。土葬の頃からの慣習と思われるその土饅頭が墓であり、その前に立つのは石は墓ではなく墓碑とのことであった。

頼家の墓の上には、同じく広島藩の儒学者であった植田良背(うえだ ごんはい)の墓などもある。比治山を訪れた際には、身近に眠る広島の学問の師たちにも静かに思いを馳せたい。



税の告知板

医療費控除は 領収書が**提出不要**となりました

医療費控除の明細書を作成して提出すればOK

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“**医療費控除の明細書**”の添付
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

国税の納付は、**ダイレクト納付**をご利用ください

徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、**源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。**



スマホ・タブレットでもOK!



◎広島市役所からのお知らせ◎

【給与支払報告書の提出等について】

平成29年中に給与の支払をされた法人・事業主の方は、平成30年1月31日(水)までに、給与支払報告書(個人別明細書と総括表)を提出してください。

このうち、「個人別明細書」は、平成30年1月1日に広島市に住所がある方で、平成30年1月1日現在において給与の支払を受けている方又は平成29年中に退職した方で給与支払金額の合計が30万円を超える方(アルバイトなどの短期就労者も含む。)について1名につき2枚、「総括表」は広島市に提出される個人別明細書に係る人数等を記載したものを1法人・事業主につき1枚、それぞれ作成していただくものです。

※法人・事業主の方は、特別徴収義務者として、原則全ての従業員について、市民税・県民税を特別徴収(給与から差引き)し、納めていただく必要があります。広島県と県内全ての市町では、特別徴収の適正実施に取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

○提出先・お問合せ先

広島市役所財政局税務部市民税課市民税係(TEL 082-504-2089)

【償却資産の申告について】

事業を営んでいる方で、平成30年1月1日現在、広島市内に償却資産を所有している方は、その償却資産の種類・取得価額・数量等を平成30年1月31日(水)までに申告してください。

○償却資産とは

事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産(自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等を除きます。)をいいます。

○提出先・お問合せ先

広島市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係(TEL 082-504-2127)

※申告書、申告の手引等が必要な方は、郵送しますのでご連絡ください。広島市ホームページからもダウンロードできます。

なお、複数の区に償却資産を所有している方は、償却資産の所在する区ごとに申告書を作成し、提出してください。

☆電子申告をご利用ください☆

広島市では、「eLTAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を利用し、インターネットによる申告等の受付を行っています。

詳しい内容や手続等は、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■平成30年度税制改正に関する提言(要約)■

＜基本的な課題＞

1. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1,6兆円(社会保障費1,5兆円、その他0,1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に実行すべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5)国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえに財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1)現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより

重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据置きされている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもので適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。一般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III. 地方のあり方

○地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえで同じことがいえる。

○「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながることは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

○地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック

機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイクス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果をも踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の復興・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

○昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の復興・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1)役員給与は原則損金算入とすべき

(2)同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1)基幹税としての財源調達機能の回復

(2)各種控除制度の見直し

(3)個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行わずべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

3. 超過課税

4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告

「平成30年度税制改正に関する提言」につきましては、公益財団法人全国法学会連合会のホームページをご覧ください。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

全法連

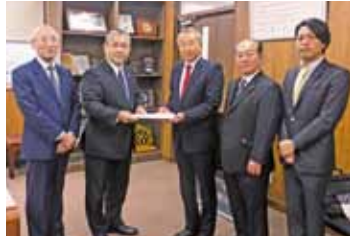
検索

平成30年度税制改正に関する提言活動

全法連では、毎年法人会会員の税制に関する要望や意見を取りまとめ、政府、政党、関係省庁に対して建設的な税制改正要望活動を行っています。

平成29年11月22日に大中会長、桜井税制委員長、東谷常任理事、三奈戸青年部会理事により江田島市長並びに江田島市議会議長へ平成30年度税制改正に関する提言活動を行いました。

明岳 周作江田島市長並びに林 久光江田島市議会議長と面談し、税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策について説明し、提言書を手渡しました。



明岳江田島市長へ提言書を手交

- 実施日/平成29年11月22日
- 場 所/江田島市役所、江田島市議会



林 江田島市議会議長へ提言書を手交

広島国税局長講演会

広島近隣6法人会で開催している「広島国税局長講演会」を開催しました。

毎年、その年の経済政策等をお話いただき、興味深い内容となっています。

まず、日本の財政事情についてお話があり、「日本は国民負担が低く、社会保障支出が膨張していてバランスが悪い」この状況を改善するために、労働人口を増やす対策(女性の労働参加、高齢者の就業)が必要であると話されました。

その後、国税の現状についてお話があり「国税組織の事務ICT化」を進めているが、AIに頼り切ってしまうと「人間力」が低下し、「人間力」がないと納税者とのコミュニケーションも難しくなってしまうので、国税組織としては「人間味」のある組織を目指していきたいと述べられました。

私たちの身の回りでも、AIを活用した用品が身近にある生活になってきており、「人間力」のお話しは非常に共感する内容でした。

- 実施日/平成29年11月7日
- 出席者/155名(内南法人会25名)
- 場 所/リーガロイヤルホテル広島
- 講 師/広島国税局長 重藤 哲郎氏
- 演 題/「日本の財政と国税の課題」



新設法人説明会

平成28年～平成29年に新規開業された法人関係者を対象にした新設法人説明会を開催しました。広島南税務署より講師をお迎えし、「法人税・消費税・源泉所得税・ダイレクト納付」について説明いただき、法人会が作成した「自主点検チェックシート」を活用した経理体制の重要性についても説明を行いました。

また、会員増強期間中でもあることから、結城組織担当副会長より法人会のメリットについて説明し、新規入会のお願いも同時に行いました。

- 実施日/平成29年12月6日
- 場 所/広島市南区民文化センター
- 出席者/9社(10名)



平成29年度 納税表彰式

申告納税制度の普及発展等を通じて納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた方々に表彰される納税表彰に、広島南法人会から4名の皆様が受賞されました。

- 実施日/平成29年11月17日
- 場 所/広島南税務署



【税務署長表彰】

- ・ 高山 薫……常任理事/鳥井油業(株)
※前列右から2番目
- ・ 山部 晃路…理事/山部印刷(株)
※前列左から2番目

【税務署長感謝状】

- ・ 高崎 信夫…理事/高崎モータース(株)
※2列右から3番目
- ・ 藤川 泰子…女性部会理事/(株)トーニチ
※2列左から3番目

100年前のひろしま あれこれ



102年前の大正4年 博覧会の開催に合わせて 広電宇品線が開通

100形電車を50両購入して開業した「広島電気軌道株式会社」。当時の電車を復元した「大正形電車(100形)」は、今でも人気の車両で、週末を中心に江波線を運行しています。

広島市の風景の風物詩でもある市内電車は、明治時代の終わりごろ、広島城の堀を埋立てた地に路面電車を敷設したことから誕生。原爆投下の3日後には運転を再開して市民を勇気づけ、全国の路面電車が廃止になった高度経済成長期も乗り越え、日本最大の路面電車へ成長を遂げました。廃止になった各地の車両や、古参車両から最新型までが縦横に走り、「動く路面電車の博物館」としても知られています。

大正元年の広島駅～相生橋間、紙屋町～御幸橋間、八丁堀～白島間、相生橋～己斐間に続き、大正4年に、宇品線が運行を開始。紙屋町周辺と宇品周辺で開催された「広島県物産共進会」という博覧会に間に合うよう、急いで工事を進められたといえます。さらに御幸橋の電車専用橋が開通し広島駅～紙屋町～宇品間や己斐～宇品間が直通で運行されるのは、大正8年のことでした。

第9回

税に関する 絵はがきコンクール

広島南税務署管内の広島市内

表彰式 平成29年11月11日
場所 イオン宇品店

作品展示 平成29年11月9日~19日
出品作品数 687点

会長賞 里吉 衣菜(宇品小)



署長賞 三上 凜花(宇品東小)



金賞 塩野 衣里(広大附属東雲小)



- ・銀賞/増崎 悠(大河小)
- ・銀賞/田中 美遥(比治山小)
- ・銅賞/日山 花音(宇品小)

- ・銅賞/亀井 奏和日(青崎小)
- ・銅賞/竹本 新太(翠町小)
- ・銅賞/田原 大嗣(皆実小)

- ・入選/20名
- ・ユーモア賞/1名



江田島市内

表彰式 平成29年11月12日
場所 藤三 江田島店

作品展示 平成29年11月10日~20日
出品作品数 144点

会長賞 稲垣 凜々那(大古小)



署長賞 山本 花(大古小)



金賞 竹内 藍梨(江田島小)



- ・銀賞/藤田 彩那(鹿川小)
- ・銀賞/御崎 さとみ(中町小)
- ・銅賞/上田 雅(中町小)

- ・銅賞/猿渡 結奈(江田島小)
- ・銅賞/秋村 心菜(切串小)
- ・入選/14名



広島南税務署管内の小学6年生の児童を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式並びに全応募作品の展示を各会場にて行いました。今年18校から831作品の応募があり、多くの力作の中から広島南税務署管内の広島市内から30作品、江田島市内から22作品が入賞となりました。

zoom up

浜本工芸株式会社

広島市南区出島2-14-37
 TEL/082-253-1111

report



祖父の代から、日本の洋家具の歴史と共に歩んできたメーカーの伝統を受け継ぎ、2015年より3代目の代表に就任。

代表取締役 **浜本 洋平さん**

木材の質にこだわり 長く愛される家具作りを続ける



「日々の生活に満足感と潤いをもたらしたい」という同社の家具。出島の本社ビル2Fにはショールームがあり、一般の人も見学可能。11:00~17:00、火・水・木曜日定休

1948年の創業以来、上質な家具作りを続ける浜本工芸株式会社。主にナラ材を使った無垢の家具を、デザインから仕上げまで自社で一貫して手掛けることにこだわってきた、老舗家具メーカーとして、全国にファンを持つ。

主力商品はリビング家具、ダイニング家具、学習デスクで、ロングセラーが多いのも同社商品の特徴。また、「大人になっても使える良いモノを」という思いで長年作り続けてきた学習デスク



本社と廿日市に工場を構える。木の性質を知り尽くした職人の経験と技術が大切に受け継がれている。

は、親子2代で使い続けているご家庭もあるそう。

「熟練の職人技術“曲木(まげき)”による美しい曲線や、自然素材である木の表情が当社の家具の魅力。これからもお客様に正直に向き合い、長く愛される家具をご提案し続けたいです。」と浜本社長は語ってくれた。

zoom up

(株) 広島マツダ ボルボ・カー 広島大州

広島市南区大州3-9-13
 TEL/082-286-1515

report



ボルボとショールームのコンセプトをわかりやすく案内し、「車の話だけでなく気軽に立ち寄ってほしい」と笑顔で。

セールスパークソン **松崎 寛子さん**

北欧の室内をイメージした 居心地の良い最新ショールーム



“人こそが国の財産”という福祉国家らしい考えに基づいた安全基準は、常に世界の先を行き、世界中の車の安全への考え方を牽引している。

2017年の9月にグランドオープンした、ボルボの最新ショールーム。ボルボの世界基準CI、「Cool Outside, Warm Inside」に基づき、アイスキューブをイメージした外観から一歩中に踏み入ると、北欧家具の温もりあふれる空間が迎えてくれる。「スウェーデンの言葉で“Fika(フィーカ)”、“お茶しませんか?”という思いが込められているんです。だから家のリビングにいるような感覚でコーヒーでも飲みながら、くつろいでいただけたら」とスタッフの松崎さん。



フローリングの床に北欧家具が置かれた空間でティーサービスが受けられる。

技術面から安心を支えるサービス工場を併設。



大州通りに面したショールーム。すりガラスのファサードに覆われた「アイスキューブ」をイメージした外観が目印。

そんなレストスペースから眺めると、道路を走っているように車が展示してあるのも、面白い演出。世界一「安全」にこだわった車を見て、ゆっくりお話を聞いて、その空間とともに“ボルボならではの”魅力を存分に感じられるショールームになっている。ボルボの車に興味がある人も、北欧のこだわりを聞いてみたい人も、ぜひ一度足を運んで体験してみてほしい素敵な空間なのである。

租税教室

■ 実施日/下記記載
 ■ 場 所/下記記載(小学6年生対象)
 ※平成30年1月～3月末で、8小学校(647名)への租税教室を予定しています。

実施日	学校名	参加人数	講師(順不同・敬称略)	講師補助
平成29年6月26日	切串小学校	18名	扇谷 泰彰、山部 晃路	3名
平成29年12月4日	元宇品小学校	15名	塩本 洋也、福本 亨	6名
平成29年12月12日	青崎小学校	64名	厚井 次郎、穂積 卓	5名
平成29年12月13日	大河小学校	63名	福本 亨、山部 晃路	4名
平成29年12月19日	翠町小学校	106名	厚井 次郎、穂積 卓	5名

平成29年度の租税教室がスタートしました。本年度は13校の小学校から授業の依頼を受けています。

「ラップだ税」の授業も4年目をむかえ、講師陣も今年初めて参加する部会員の皆さんが活動に加わって、更に活動の輪を広げて、活発に活動しています。

児童のみなさんが楽しみ、そして印象に残る授業を目指し、青年部会員一丸となって、これからも活動していきます。



切串小学校



翠町小学校



大河小学校



青崎小学校



元宇品小学校

チャリティーバザー

台風の影響のため段原地区で開催予定だった「猿猴川かっぱまつり」が中止となったため、昨年に引き続き、鳥井油業(株)様のご協力をいただき、ガソリンスタンド「ユーティー宇品サービスステーション」にて開催しました。

曇り空の北風も吹く、あいにくのお天気でしたが、開店前からお客様が来られ正午には商品がほぼ完売する盛況ぶりでした。

収益金157,460円は社会福祉法人広島県共同募金会を通じ「九州北部豪雨災害義援金」へ寄付いたしました。

チャリティーバザーにご協力いただきました皆様に深くお礼申し上げますとともに、被災地の日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

■ 実施日/平成29年11月18日
 ■ 場 所/ユーティー宇品サービスステーション(鳥井油業(株))



===== チャリティーバザー商品提供団体・法人・個人の皆様 =====

- | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|----------------------------------|
| 広島南税務署
有赤松工務店
有旭町ガレージ
有アメニティライフ
石橋包装(株)
井住(株)
有ウシオ
有うしお
栄和電機(株)
有エナプラン | 胡子自動車工業(株)
株江盛
有エンゼルキャブ
株オオケン
有オーランド商事
株太田花かつお
株太畑設備
景山産業(株)
加藤至心堂
株兼正冷熱工業 | 共栄金属工業(株)
株キョクトー
株熊本組
株久米組
有コウダ
合田産業(株)
佐々木順建設(株)
有シンド
浜下硝子工業(株)
株寿老園 | 志和建設(株)
有大幸塗装
株タカケン
株高崎モータース
田邊電業(株)
株谷組
株長和
東栄汽船(株)
株トニーチ
鳥井油業(株) | 株中尾鉄工所
株ナカシマ
株南海
ヒラタコーポレーション(株)
広島海運(株)
広島市信用組合南支店
広島信用金庫皆実支店
広島近鉄タクシー(株)
有政広商店
有MasMas | 株松本組
丸善中国(株)
みつぎ産業(株)
満長建設工業(株)
宮本産業(株)
有武蔵住宅
ムサン電機(株)
もみじ銀行翠町支店
山県家具(株)
株遊心書道 | 株吉田急配
伊藤 瑞穂
加藤 真子
由田 聖允 |
|---|---|--|---|--|---|----------------------------------|

しまみんさいわ [江田島]



呉、音戸経由で陸からもアクセスできるけれど、船でのんびり渡航も良い。三高行きの船内では三高中の生徒のアナウンスも。

すぐ近くにあって意外と知らない 江田島の歴史や文化を訪ねて

広島市の対岸に浮かぶ江田島市は、江田島、西能美島、東能美島の地続きの3島からなる瀬戸内海で4番目に大きい島。広島港と切串、高田、三高、小用、中町の5つの港は高速船やフェリーで20～40分で結ばれる。

戦前「江田島」といえば海軍兵学校を意味したと言われ、現在の海上自衛隊第一術科学校は、一度は訪れておきたい場所だが、それ以外にも、海運や漁業で栄えた様々な歴史や伝統が残っている。

日本で数少ない紙布織物製造元である「津島織物製造(株)」はその一つ。木綿の織物工場として明治時代に創業し、大正時代の紗織りの襖紙製造を経て、昭和の戦前には紙を織った布でパナマ帽などを製造。現在は壁紙クロスを主に手掛けている。

天然素材で環境や健康にやさしく、吸湿性に優れ、現在再び着目される紙布。一時は全国で織られていたが、安価なビニールクロスの普及により、現在はほとんど残っていないという。その希少な伝統を守っているのが、五代目の津島久人さんである。

「仕入れ先である、針葉樹を糸にする会社共々、お互いに途絶えさせてしまったら、日本の貴重な技術と伝統がなくなってしまう、という使命もあり何とか続けてきました。最近では高級感のある和素材として、海外からも着目されていますが、機械も技術者も古いため、量産できないのが難しいところ。曾祖父の時代の織柄の復活なども研究して、紙布の魅力や可能性を広げながら、伝統を守っていきたいと思います」。





カキ筏の浮かぶ江田島の海。波が穏やかで美しく、カキのえさが豊富なため大ぶりで味がよく、濃厚な味わいで知られる。



旧海軍兵学校は、明治21年に東京・築地から移転して以来、世界三大兵学校と称された。



第1術科学校(旧海軍兵学校跡地)は、見学可能。決められた見学時間までに受付をすれば、予約不要で見学可。無料。詳しくはHP参照 <http://www.mod.go.jp/msdf/onemss/>



呉名物の海軍カレー。いつでも誰でも利用できる第1術科学校内のレストランで、本物の海軍カレーが食せる。



沖美町美能の砲台山山頂には、日露戦争開戦前夜、ロシア艦隊から広島湾を防御するために旧陸軍が作った砲台が残る。



漆工芸界の先覚者であり、麒麟ビールのラベルをデザインしたといわれる六角紫水(ろっかくしすい)の生家にある石碑。



江田島市の玄関口小用港ターミナルの真横には、カキ小屋「オイスターPortえたじま」が登場。1/6(土)~4/1(日)の土日・祝日、11:00~15:00。1盛り1,000円、炭代300円。電話 080-2897-8354



江田島市立 中町小学校の隣に、レトロな建物を多く残す津島織物製造(株)。 <http://sihu.jp/> ※一般の見学は受け付けていません



大正から昭和の建物と機械が現役で活躍する工場。「新しい織機では、糸が切れてしまうので、昔のものをメンテナンスしながら大切に使ってます」。そんな話をした途端に切れた糸を、ベテランのスタッフさんが接ぐ様子を見ながら、「半分は手作業みたいなものなので、量より質で勝負しなくては」と久人さん。



粗めに織った紙布を使ったランプの試作品。優しい風合いが魅力。



織機での織り方を変えるためのプログラムは、今でもロールを一つ一つパンチで打ち抜いたもので、複雑な織りになるほど、大変な作業。それでも曾祖父の時代には、複雑な織目を実現しており、久人さんはその復元にも力を注ぐ。



将棋盤と思い出

穂積 卓 / 鳥井油業(株)



懐かしい賞状を手に。石油製品の配送を手掛ける鳥井油業で、安全に関わる人材の育成に力を注ぐ穂積さん。「将棋から学び仕事に活かしているのは“定石”過去にならうことでしょうか」。

父親が買ってくれた将棋盤が開いた世界 自分の子どもと指せる日を楽しみに

「お宝と言うには恥ずかしいのですが…」と、鳥井油業で人事・労務の仕事に携わる穂積さんが、見せてくれたのはどこか懐かしいパッケージの中のマグネット式の将棋盤。小学校2年か3年生の時に父親に買ったものなのだそうです。駒の動かし方が面白いとハマり、将棋教室にも通い、勝つにはどうしたらいいか本を読んだり自己練習をしたり…。思い返せば、初めて自分で努力したものが将棋だったと振り返ります。その努力は5年生



箱は古いものの丁寧に補強を施され、とても綺麗なことから、大切に保存されていたことが伝わります。

の時に挑戦した中国新聞の子ども将棋大会で4位入賞として結実。何かを続けて結果を残せたことも、忘れられない体験になりました。

また野球やサッカーに夢中な同級生には将棋仲間が見つからなかったものの、担任の先生と給食を食べながら指した素敵な思い出も。この記事に将棋盤を紹介する話を知って、とても喜んでくれたお父様。そして、もう少ししたら一緒に指したいと考えている穂積さんと4歳の長男くん。思い出の将棋盤は、3世代へと受け継がれていきそうです。

20年続けた仕事

花島 司 / (有)司建設工業

無我夢中で飛び込んだ仕事が一生涯の仕事に アスファルト工事業界の未来も見据えながら



(有) 司建設工業代表取締役。アスファルト舗装、土木事業の他、安全メンテナンス事業部では、新防滑工法を用いた滑り止めコーティングを手掛ける。西霞町の本社、東雲に資材センターを持つ。

アスファルト舗装を中心とした土木事業を請け負う司建設工業。代表の花島さんは、当初「お宝と言うほどのものがなくて」と語っていましたが、お話を伺う中で、個人事業・司建設工業を立ち上げてちょうど20年とわかり、「今日まで続けてこられた仕事がお宝ですかね」と。

10代の時に携わっていた建設関係の仕事の縁で、アスファルトの会社に務めた後、独立したのが平成9年。まだ22歳の時でした。ベテランが多い業界の中でいろいろな思いをしながらも、平成12年には法人化。以後、着実に信頼を重ね、従業員や協力者を増やし、設備を充実させ、今に至ったと振り返ります。

一昔前までは、都心を離れば舗装されていない道も多く、「アスファルトが敷かれた!」と喜んでもらったことが、何よりのやりが이었다か。「でも最近は、ガス管・水道管の工



この記事のために、東雲のヤード前で撮っていただいた集合写真。「今日まで続けて来られたのは、一緒に頑張ってくれたスタッフのおかげです」。

事後や補修が主で、通行止めにする嫌な顔をされるんで、やれんですよ」と笑いながら。

目下の課題は若い技術者の育成。今だに花島さんが“若手”という業界では、若手が育たず高齢化が進み、需要に対する供給の継続自体が危機に。「今から育てていかんと、間に合わないのが業界に携わる者としての使命と感じています」と真剣な表情で語ってくれました。

会員企業のお店 & スポット

どうせ行くなら、会員企業のお店！広島南法人会
会員が経営するお店やスポットを紹介するコー
ナーです。皆さん、ぜひ利用しましょう。

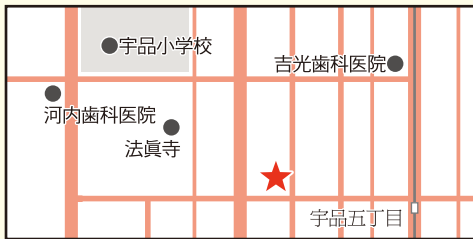


メニュー豊富な鉄板居酒屋

鉄板焼・お好み焼 のっく

所 南区宇品御幸4-14-11
営 16:30~24:00
休 毎週月曜日定休
☎ (082) 252-1189

メニュー
コーゲンたっぷり! 豚しっぽ …320円
石見ポーク スタミナ焼き …750円
肉玉そば or うどん…650円



ご近所さんたちが楽しく集える鉄板居酒屋 本日のおすすめはホワイトボードをチェック



店名の由来はやっぱり…横山さ
んの昔からのあだ名からとか。



ウニならぬカキホーレン
(950円)も要チェック。

とろろ焼き、半熟卵のどんべい
焼き、豆腐のフワトロ焼きなど
の“焼きもの”メニューも人気。



東京での務めを辞めて広島への帰郷を決め、何の仕事をしようか考えていた横山寛さん。新たなスタートのきっかけになったのは「お好み焼き屋をやりたい」という母親の一言



「昔からよく知っているおじいちゃんおばあちゃんや、同級生もよく食べにきてくれ、楽しそうにしているのを見ると、店をやった良かったと思います」と横山さん。

だったそうです。自宅を改装して店を開くことを決め、飲食店で勉強を重ねながら構想を固めていったのは、広島の文化でもある“鉄板居酒屋”。「近所の人たちが、中心街まで行かなくても気軽に飲んで食べて楽しめる店を宇品に開こうと思ったんです」。

とろとろに煮込んだ豚のしっぽなど、オリジナリティ豊かなメニューも多彩ながら、常連さんがまずチェックするのはホワイトボードに書かれた「本日のおすすめ」。美味しい料理とお酒を、家族連れからサラリーマン、近所の古株のご夫婦までが気軽に楽しむ、構想通りの店になりつつあります。

フェリスタスは在宅で受けることができる 気持ちに寄り添うマッサージ・鍼灸治療



- ・月山スポーツ整体院
- ・フェリスタス訪問鍼灸マッサージ

所 南区宇品西 2-2-2
営 受付：9:00~18:00
休 第一日曜日・不定休
☎ ・月山スポーツ整体院
(082) 256-5532
・フェリスタス訪問鍼灸マッサージ
(082) 215-4432



全身の筋肉・筋・靭帯を筋肉運動法という施術法で、血行不良を改善し、痛みやハリ・コリ・重みを改善する独自の施術法を実施。院では妊婦の腰痛改善や安産につながる「妊婦整体」も好評。

15年以上治療家として活躍を続け、クチコミでその門を叩く人が絶えない「月山スポーツ整体院」の月山優貴さん。自身の運動経験を踏まえた施術を受けにくるアスリートのほか、筋肉の衰えを心配する高齢者や、スポーツのために体幹を鍛えたい、身体を引き締めたい、体の不調

を改善したいなど、それぞれの要望に応じた、適切な施術とアドバイスが好評です。

そんな月山さんが高齢のお客様の要望をきっかけに、新しい取り組みとして始めたのが「フェリスタス訪問鍼灸マッサージ」。お客様の家や施設を訪問し、まずはしっかりとカウンセリングから始め、それに応じたオーダーメイドの施術を行います。医療保険適用で、介護保険の訪問リハビリと併用ができるのもポイント。「高齢者はもちろん、脳疾患の後遺症や関節症で悩む人も、まずは無料相談・無料体験からお気軽にどうぞ」。



スポーツ経験者と聞き、格闘技と思いきやサッカー選手だった月山さん。院には中国地方で唯一という体幹を鍛えるマシン「コアレ」など、最新機器も導入。

中尾建三 直前会長が

らんじゅほうしょう

藍綬褒章を受章されました



公共の事業で実績著明な人に授与される藍綬褒章。11月14日の皇居での拝謁にご夫婦で参上し、「国のために頑張ってくれてご苦労です」とのお言葉を陛下から頂戴したそうです。



広島南法人会で、副会長および会長を務められ、昨年度をもって退任された、(株)中尾鉄工所の取締役相談役の中尾建三さんが平成29年秋の藍綬褒章を受章されました。犯罪や非行をした人の立ち直りを支える「保護司」の活動を続け、広島県及び中国地方の協会の運営に携わってこられたことが認められたものです。

「頼まれたら嫌と言えんけえ」と、いろいろな地域活動の世話役を引き受けてこられた中尾さん。南法人会の活動もまさにその一つで、「一番時間をかけたのは法人会だから、本当は法人会の活動でもらいたいくらい」。そう笑いながらも「法人会のような社会貢献活動は大変だけれど、大きく考えれば自分の企業に返ってくる働き。いい国やいい社会のために、みんなが頑張ることはとても意義があるので、これからも盛り立ててください」とメッセージをいただきました。

ようこそ広島南法人会へ！新入会員紹介

(平成29年7月1日～平成29年11月30日)

支部名	法人名	所在地	電話番号	代表者	業種
宇品西	(同)Felistas	宇品西2-2-2	082-215-4432	月山 優貴	鍼灸マッサージ
	山陽オイル(株)	宇品西4-1-66	082-256-5335	山本 龍明	石油製品販売業
出島・似島	(株)サンオート	出島1-24-22	082-253-8106	宗像 隆博	オートガス販売
	(株)ガスセンター広島	出島2-21-8	082-250-1533	松本 節夫	オートガス販売
皆実・翠	(株)Start it up	皆実町5-6-18	082-254-0807	岡 勇成	サービス業
	(有)フクモトカンパニー	翠1-10-28	082-251-7524	福本 アヤコ	不動産賃貸業
的場・松川	(株)イロナインターナショナル	松川町2-4	082-545-6001	阿波村 雅	化粧品卸売業
	(株)ランテック通商	松川町6-10	082-568-5658	赤石 政美	遊戯機械販売業
	(株)ニッテン	的場町2-5-20	082-247-9779	市頭 慎治	内装仕上工事業
段原	ワールドクリエイイト(株)	段原山崎3-2-23	082-890-1175	山口 厚司	スポーツ用品販売
旭・出汐・霞	(株)ユー・エフ・パートナーズ	出汐3-5-5	082-207-1300	高野 大祐	建設業
	(株)エム・オート	霞2-9-2	082-505-2121	本藤 達成	輸入車販売
東雲	(有)すずろ	上東雲町22-30	082-284-7274	河内 通憲	卸売業
	(有)金本商店	上東雲町27-5	082-281-7838	金本 政広	金属業
	(株)ハロー	東雲本町2-9-8	082-282-2173	小川 和彦	サービス業
仁保・青崎	ミトビ(株)	丹那町9-10	082-253-3861	川原 等	建設業
	エネアース(株)	月見町2129-14	082-510-5811	高山 薫	石油製品販売業
	(株)VAI・O・RA	仁保新町1-3-28	082-557-8387	青柳 裕	バイク販売業
	なかのぷらんにんぐ(株)	東本浦町21-29	082-282-5902	中野 重次郎	不動産賃貸業
	博成海運(株)	堀越3-15-13	-	小船 健吾	海運業
	(株)ルーフ	本浦町2-11	082-285-5915	大原 敏男	防水工事業
	(有)横山重機	本浦町30-3	082-250-0377	横山 健一	重機運送業
	(有)ママプロジェクト	本浦町41-4	082-286-1981	丸子 理生	音楽スタジオ
江田島	(有)ハツシマ	江田島町切串2-9-7	0823-43-0312	初島 玉次	石油製品販売業
	江田島共済不動産(株)	江田島町中央2-7-4	0823-31-5950	中川 敬大	不動産業

支部名	法人名	所在地	電話番号	代表者	業種
江田島	(有)江田島木工	江田島町鷺部4-4-5	0823-42-0144	追田 修策	木造建築
	水美水産(株)	大柿町柿浦2396-3	0823-57-2281	小平 勝司	水産業
賛助	(株)タイヨー	安芸区船越南5-11-1	082-824-0110	元山 琢然	廃棄物処理業
	(有)イワネス	佐伯区五日市町上小深川503-2	082-927-4472	岩本 富美雄	ビルメンテナンス
	(有)ユアライフ広島	中区銀山町6-17	082-567-8506	野間 宜人	清掃業
	もみじ総合法律事務所	中区上八丁堀5-1	082-227-2580	松下 博紀	弁護士業
	(株)JTB中国四国広島支店	中区紙屋町2-2-2	082-542-2715	支店長 藤岡 成輝	旅行業
	(株)宇根鉄工所	東広島市志和冠141	082-433-3801	宇根 利典	鉄工業
	美容室Peaceful	南区旭1-4-28	082-253-3491	岡田 功	美容業
	協和食品販売	南区旭2-22-20	082-254-5841	角田 和宏	食品販売業
	ヘアサロンシャープ	南区宇品御幸3-8-4	082-251-6688	花戸 寿博	理容業
	(株)広島マツダボルボカー広島大州	南区大州3-9-13	082-286-1515	浜中 正行	自動車販売業
	メナードフェイシャルサロンM	南区西翠町2-11-406	082-569-8220	岩本 かおり	美容業
	本田 孝夫	南区皆実町1-2-3-404	-	-	家屋調査
	癒し処ほっこり	南区皆実町5-6-18	082-207-2333	石田 陽司	リラクゼーション
	奥野 聡洋	南区向洋新町3-16-17	-	-	-
	RONシステム	南区向洋大原町5-24	090-8602-7823	村岡 潤一	空調工事業
	沖本 静夫	南区向洋本町6-1	-	-	-
	石根司法書士事務所	江田島市江田島町鷺部1-48-6	0823-27-6550	石根 祐二	司法書士業
	だんだん	江田島市大柿町大原1087-6	0823-57-6393	藪 敏夫	飲食業
室伸征司法書士事務所	江田島市大柿町飛渡瀬364-1	0823-57-5416	室 伸征	司法書士業	
川邊 啓法	江田島市大柿町深江1224-1	0823-57-4510	-	船舶修理業	

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

広報委員を務めさせていただいております(株)江田島造船所の出木谷(できがい)です。

最近、「働き方改革」という言葉をニュース等でよく耳にするようになりました。

「働き方改革」とは、一言でいえば安倍総理が掲げる「一億総活躍社会」を実現するための改革です。「一億総活躍社会」とは、少子高齢化が進む中でも「50年後も人口1億人を維持し、職場・家庭・地域で誰もが活躍できる社会」です。

日本の将来人口推計では、2050年代に総人口1億人を割るとされています。また労働力の主力となる、生産年齢人口(15~64歳)も総人口を上回るペースで減少しています。

労働力不足を解消し、一億総活躍社会を作るため、「働き手を増やす」「労働生産性を向上させる」「働きやすい環境を整備する」ことに取り組むのが「働き方改革」です。現在は長時間労働の是正や非正規雇用の処遇改善などが検討されています。

弊社では労働力の確保のために、定年の延長、外国人材の受け入れ、若手社員のスキルアップ促進を行っており、また36協定の見直しを行い、特別条項の最大残業時間を減らしました。しかしながら「働き方改革」といえる取り組みは今後の課題です。

なお昨年2月からスタートしたプレミアムフライデーは実施できておりません(笑)

働く方ひとりひとりのライフスタイルやライフステージに応じた柔軟な働き方を会社がサポートできれば理想ですが、そのためには勉強が必要です。今後法人会で開催される働き方改革関連のセミナーには積極的に参加しようと思っております。

会員の皆様、本年もどうぞよろしくお願い致します。

広報委員 出木谷 秀雄

会報みなみ/第130号

2018年1月15日



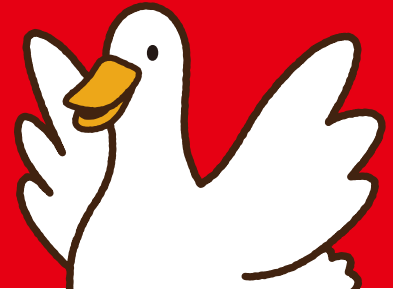
【発行】公益社団法人 広島南法人会
(法人番号2240005012709)

【事務局】〒734-0011 広島市南区宇品海岸1-10-21
TEL.082(254)2065

【印刷】山部印刷株式会社

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか？

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

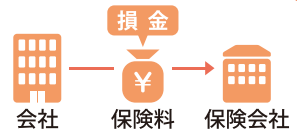
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1 全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2 従業員の 福利厚生

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに 休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

<引受保険会社>

Aflac アフラック

アフラック広島総合支社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5階

TEL082-221-5966 FAX082-221-5976

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1711020 7月29日